

# 山梨県公報

第二千五百五十二号

平成二十七年  
十月二十二日

木曜日

## 目次

### 告示

○第二回県産食材ニーズ調査の実施……………六七三  
○建築基準法に基づく道路位置指定……………六七三

### 公告

○職業訓練指導員試験の実施……………六七三  
○公共測量の終了……………六七六  
○公共測量の実施(二件)……………六七六  
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………六七六

### 教育委員会

○山梨県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則……………六七七  
の一部を改正する規則……………六七七

### 公安委員会

○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………六七七

### 正誤

○平成二十七年八月四日付号外第五十三号中……………六八一

## 告示

### 山梨県告示第三百三十六号

第二回県産食材ニーズ調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(平成二十年山梨県条例第五十号)第三条第二項の規定により、告示する。

平成二十七年十月二十二日

山梨県知事 後藤 斎

### 一 調査の名称

第二回県産食材ニーズ調査

### 二 調査の目的

県産農産物の地産地消等を促進するため、県産農産物の県内におけるニーズ調査を

行うことにより、県産農産物の供給面での課題の解決、実需者の要望の把握、新たな需要を生み出す品目の発掘等を行う一助とすることを目的とする。

### 三 報告を求める事項

県内で流通が期待される品目に係る利用実態、利用し、又は利用していない理由、仕入れ状況等

### 四 基準となる期日

平成二十七年十月二十三日から同年十一月六日までの日

### 五 報告を求める者

#### 1 調査地域

山梨県全域

#### 2 調査対象

県内の食品加工業者から有意に抽出した約八十箇所

### 六 報告を求めるために用いる方法

自計式調査とし、調査票の配付及び回収は、郵送により行う。

### 七 報告を求める期間

平成二十七年十月二十三日から同年十一月六日までを調査期間とする。

### 山梨県告示第三百三十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十月二十二日

山梨県知事 後藤 斎

### 一 指定の年月日

平成二十七年十月二十二日

### 二 指定道路の位置

笛吹市春日居町寺本字道万町七十四番四、七十四番八

### 三 指定道路の幅員

最大四・〇メートル 最小四・〇五メートル

### 四 指定道路の延長

二八・〇三メートル

## 公告

### 職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成二十七年十月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 試験を実施する職種及び試験科目
- 1 次の職種について学科試験を行う。  
機械科及び電子科
- 2 試験の科目は、次のとおりとする。

免許 職種	学 科 試 験 の 科 目		指 導 方 法
	関 連 学 科	指 導 方 法	
機械科	<ol style="list-style-type: none"> <li>一 系基礎学科</li> <li>1 機械工学（機械要素及び機構と運動）</li> <li>2 材料（材料力学、金属材料、非金属材料並びに潤滑油及び切削剤）</li> <li>3 工作法（NC加工法、機械工作法、治具及び工具）</li> <li>4 測定法（測定及び試験機器、測定法、形状測定並びに材料試験）</li> <li>5 安全衛生（安全管理及び衛生管理）</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>一 職業訓練原理</li> <li>二 教科指導法</li> <li>三 訓練生の心理</li> <li>四 生活指導</li> <li>五 職業訓練関係法規</li> </ol>	
電子科	<ol style="list-style-type: none"> <li>一 系基礎学科</li> <li>1 電気理論（電気磁気学並びに直流及び交流理論）</li> <li>2 電子工学（デジタル回路、アナログ回路、半導体工学及び測定法）</li> <li>3 電気・電子機器（電気機器及び電子機器）</li> <li>4 材料（電気材料及び電子部品）</li> <li>5 安全衛生（安全管理及び衛生管理）</li> </ol>		
	<ol style="list-style-type: none"> <li>二 専攻学科</li> </ol>		

<ol style="list-style-type: none"> <li>3 前記以外の職種についても、一級の技能検定若しくは単一等級の技能検定に合格した者又は他の法令による資格取得者であつて、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除されるものに対して、指導方法のみの試験を行う。</li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 通信工学（情報理論、通信システム方式、伝送工学及び通信処理）</li> <li>2 機器設備（端末設備、伝送交換設備及びネットワーク）</li> <li>3 制御工学（制御理論、数値制御及びコンピュータ制御）</li> <li>4 工作法（電子回路の設計並びに電子機器の組立て、修理及び調整法）</li> </ol>
<ol style="list-style-type: none"> <li>二 受験資格</li> <li>1 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(一) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者</li> <li>(二) 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第四十五条の二第二項又は第三項に規定する者</li> </ol> </li> <li>2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(一) 成年被後見人又は被保佐人</li> <li>(二) 禁錮以上の刑に処せられた者</li> </ol> </li> <li>(三) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>三 試験の免除</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部の免除を受けることができる者及びその受けることができる免除の範囲は、次のとおりとする。</li> </ol>
<ol style="list-style-type: none"> <li>全職種共通</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>免除を受けることができる者</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>免除の範囲</li> </ol>
<ol style="list-style-type: none"> <li>免許職種に關し、一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者（電子回路接続及びバルコニー施工の技能検定に合格した者を除く。）</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>免許職種に關し、二級の技能検定に合格した者</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科</li> </ol>
<ol style="list-style-type: none"> <li>職業訓練指導員免許を受けた者</li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>実技試験の全部</li> </ol>
		<ol style="list-style-type: none"> <li>学科試験のうち指導方</li> </ol>

<p>省令別表第十一の三に掲げる免許</p>	<p>省令別表第十一の三の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者</p>	<p>省令別表第十一の三の免除の範囲の欄に掲げる試験</p>	<p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者</p>	<p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者</p>	<p>法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）</p>	<p>免許職種に合格した者</p>	<p>実技試験に合格した者</p>	<p>実技試験の全部</p>	<p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち専攻学科に合格した者</p>	<p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち専攻学科に合格した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科</p>	<p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者</p>	<p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）</p>	<p>免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者</p>	<p>免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>	<p>免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者</p>	<p>免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>	<p>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条に規定する大学又は同法第百十五条に規定する高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者</p>	<p>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条に規定する大学又は同法第百十五条に規定する高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>
------------------------	---	--------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---	-------------------	-------------------	----------------	---------------------------------------	---------------------------------------	--------------------------------	---	---	--	----------------------------------	----------------------------------	--------------------	----------------------------------	----------------------------------	--------------------	--	--	--------------------

<p>職種</p>	<p>四 試験の日時及び場所  1 日時 平成二十八年一月二十二日（金）午前九時  2 場所 甲州市塩山上於曾千三百八番地 山梨県立産業技術短期大学校塩山キャンパス</p> <p>五 受験手続  1 受験申請書類  職業訓練指導員試験受験申請書、履歴書、身分証明書、写真二枚（申請日前六月以内に撮影した正面脱帽、上半身像で縦四センチメートル、横三センチメートルの写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。申請書及び受験票（控）に貼り付けること。）及び受験資格を有することを証明する書類</p> <p>2 試験の免除申請  試験の免除を受けようとする者は、三の表に掲げる者に該当することを証する書類を添付すること。</p> <p>3 申請書類の提出先  甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県産業労働部産業人材課（郵送により受験申請をする場合は、必ず書留郵便とすること。）</p> <p>4 申請書類の受付期間  平成二十七年十一月二日（月）から同月二十日（金）の山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで。ただし、郵送の場合は同月二十日（金）までの消印のあるものを有効とする。</p> <p>5 受験手数料  三千円（職業訓練指導員試験受験申請書に、三千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。）</p> <p>6 受験手数料は、申請を取り消し、又は受験をしなかった場合でも、還付しない。</p> <p>六 受験票の交付  受験申請を受け付けた後、その内容を審査の上、受験資格を有すると認められる者に受験票を交付する。</p> <p>六 合否判定の基準  1 学科試験の指導方法、系基礎学科及び専攻学科の全てについて満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科の科目のすべてについて</p>
-----------	--

て満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。

2 学科試験のうち指導方法について満点の六割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。

3 学科試験のうち、基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。

七 合格発表

平成二十八年二月十五日（月）午前十時に山梨県庁東側掲示板（スクランブル交差点脇）及び山梨県ホームページに合格者及び一部合格者の受験番号を掲示するとともに受験者に合否を書面で通知する。

八 その他

1 職業訓練指導員試験受験案内及び申請書用紙は、山梨県産業労働部産業人材課、山梨県立産業技術短期大学校、山梨県立峡南高等技術専門校及び山梨県立就業支援センターにおいて配布する。

2 受験に関する注意事項（集合時刻、携帯品等）は、後日受験票をもって通知する。  
3 試験についての不明な点は、山梨県産業労働部産業人材課（甲府市丸の内一丁目六番一号（電話〇五五―二三―一五六六））に問い合わせること。

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により昭和町から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。  
平成二十七年十月二十二日

- 一 測量の種類 公共測量（デジタル撮影 山梨県知事 後 藤 齋
- 二 測量の地域 中巨摩郡昭和田全域 地図情報レベル千）
- 三 測量の期間 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月二十日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により南アルプス市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。  
平成二十七年十月二十二日

- 一 測量の種類 公共測量（道路台帳作成） 山梨県知事 後 藤 齋
- 二 測量の地域 南アルプス市の一部
- 三 測量の期間 平成二十七年十月十五日から平成二十八年二月二十六日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により山梨県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。  
平成二十七年十月二十二日

- 一 測量の種類 公共測量（一級水準測量） 山梨県知事 後 藤 齋
- 二 測量の地域 甲府市、甲斐市、笛吹市、中央市及び中巨摩郡昭和田
- 三 測量の期間 平成二十七年十一月一日から平成二十八年三月二十五日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
平成二十七年十月二十二日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 山梨県知事 後 藤 齋
  - 中巨摩郡昭和田清水新居字宮ノ上一二五の一、一二五の六、一二五の七、一二五の八、一二五の九、一二五の一〇、一二五の一、一二五の二、一二五の三、一二五の四、一二五の五及び一二五の六の区域
- 二 公共施設の種類の種類、位置及び区域

公共施設の種類の種類	位置及び区域
道路 ごみ集積場	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲斐市篠原百七十五番地一 島田商事株式会社 代表取締役 島田 明人

# 教育委員会

## 山梨県教育委員会規則第十二号

山梨県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十月二十二日

山梨県教育委員会

委員長 長 田 由布紀

山梨県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

山梨県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年山梨県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

### 附則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

# 公安委員会

## 山梨県公安委員会告示第百十八号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十七年十月二十二日

山梨県公安委員会

委員長 小 野 堅太郎

### 別表第一中

三八五	甲府市宮原町一、〇一二番地先 （市道同士の十字路交差点）	宮原	平成二六年一〇月三〇日 告示第一二〇号
-----	---------------------------------	----	------------------------

を

三八五	甲府市宮原町一、〇一二番地先 （市道同士の十字路交差点）	宮原	平成二六年一〇月三〇日 告示第一二〇号
三八六	甲府市下曾根町一、一四六番地先 （国道一四〇号と市道との丁字路交差点）	下曾根	平成二七年一〇月三二日 告示第一一八号

二二二	斐崎市水神一丁目二番二九号先 （主要地方道茅野小淵沢斐崎線と県道武田八幡神社線との丁字路交差点）	斐崎市役所北	平成二五年一月一四日 告示第一三〇号
-----	---	--------	-----------------------

二二二	斐崎市水神一丁目二番二九号先 （主要地方道茅野小淵沢斐崎線と県道武田八幡神社線との丁字路交差点）	斐崎市役所北	平成二五年一月一四日 告示第一三〇号
二二三	甲斐市下今井三、四九二番地一先 （国道二〇号と市道との十字路交差点）	下今井東	平成二七年一〇月三二日 告示第一一八号

九四	北杜市須玉町若神子一、四二七番地五先 （県道中田須玉線と市道との十字路交差点）	ふれあい館西	平成二四年二月二日 告示第一〇号
----	--	--------	---------------------

九四	北杜市須玉町若神子一、四二七番地五先 （県道中田須玉線と市道との十字路交差点）	ふれあい館西	平成二四年二月二日 告示第一〇号
----	--	--------	---------------------

九五	北杜市長坂町長坂上条二、五〇二番地一先（主要地方道長坂高根線と市道との十字路交差点）	仲町	平成二十七年一〇月二日 告示第一一八号
九六	北杜市長坂町渋沢一、〇〇七番地一九先（市道同士の十字路交差点）	北杜高校前	平成二十七年一〇月二日 告示第一一八号

八九	南巨摩郡富士川町青柳町一、七四三番地一先（国道五二号と町道との十字路交差点）	道の駅富士川入口	平成二十六年一〇月三〇日 告示第一二〇号
----	--	----------	-------------------------

八九	南巨摩郡富士川町青柳町一、七四三番地一先（国道五二号と町道との十字路交差点）	道の駅富士川入口	平成二十六年一〇月三〇日 告示第一二〇号
九〇	南巨摩郡富士川町青柳町二、三九五番地二先（町道同士の十字路交差点）	県営住宅鯉沢北部団地西	平成二十七年一〇月二日 告示第一一八号

一九三	笛吹市石和町川中島九一八番地一先（国道四一一号と県道一宮山梨線との丁字路交差点）	笛吹橋南	平成二十六年一〇月三〇日 告示第一二〇号
-----	--	------	-------------------------

一九三	笛吹市石和町川中島九一八番地一先（国道四一一号と県道一宮山梨線との丁字路交差点）	笛吹橋南	平成二十六年一〇月三〇日 告示第一二〇号
一九四	笛吹市石和町松本一二九番地先	石和温泉駅北	平成二十七年一〇月二日

一九五	笛吹市八代町高家二四六番地先（主要地方道笛吹市川三郷線と市道との十字路交差点）	J Aふえふき八代東部共選場西	平成二十七年一〇月二日 告示第一一八号
-----	---	-----------------	------------------------

に改める。  
別表第五中

二六三	市道	甲府市西高橋町四九二番地先（市道同士の三差路交差点）	南進する車両	終日	南甲府	平成二十七年三月一二日 告示第二六号
-----	----	----------------------------	--------	----	-----	-----------------------

二六三	市道	甲府市西高橋町四九二番地先（市道同士の三差路交差点）	南進する車両	終日	南甲府	平成二十七年三月一二日 告示第二六号
二六四	市道	甲府市武田三丁目二番一先（市道同士の丁字路交差点）	南進する車両（二輪・軽車を除く。）	終日	甲府	平成二十七年一〇月二日 告示第一一八号

二六五	市道	甲府市武田三丁目一番三二号先（市道同士の丁字路交差点）	南進する車両（二輪・軽車を除く。）	終日	甲府	平成二十七年一〇月二日 告示第一一八号
-----	----	-----------------------------	-------------------	----	----	------------------------

二六六	主要地	甲府市大和町三番二	東進する車両を除く。）	終日	甲府	平成二十七年一〇月二日
-----	-----	-----------	-------------	----	----	-------------

に改める。  
別表第六中

	方道甲 府葑崎 線	七号先（北中学校入 口交差点）	る車両 （原付 ・軽車 を 除く。）			月二二日 告示第一一八号
--	-----------------	--------------------	--------------------------------	--	--	-----------------

五六六	市道武 藤五号 線	富士吉田市竜ヶ丘一 丁目八九八番八一二 先（市民会館西交差 点東側左折導流出口 ）	南進す る車両	終日	富士吉 田	平成二十七年三月 一二日 告示第二六号
-----	-----------------	---	------------	----	----------	---------------------------

五六六	市道武 藤五号 線	富士吉田市竜ヶ丘一 丁目八九八番八一二 先（市民会館西交差 点東側左折導流出口 ）	南進す る車両	終日	富士吉 田	平成二十七年三月 一二日 告示第二六号
-----	-----------------	---	------------	----	----------	---------------------------

五六七	市道	甲府市朝日四丁目八 番五号先（市道同土 の丁字路交差点）	北進す る車両 （二輪 ・軽車 を 除く。）	終日	甲府	平成二十七年一〇 月二二日 告示第一一八号
-----	----	------------------------------------	---------------------------------------	----	----	-----------------------------

五六八	市道	甲府市朝日五丁目一 三番一五号先（市道 同士の丁字路交差点 ）	北進す る車両 （二輪 ・軽車 を 除く。）	終日	甲府	平成二十七年一〇 月二二日 告示第一一八号
-----	----	--	---------------------------------------	----	----	-----------------------------

に改める。  
別表第十中

一、三八八	県道四 日市場 上野原 線	上野原市新田七九五番地先（鳥 田駐在所前）	三	上野 原	平成一九年一月 二五日 告示第六号
-------	------------------------	--------------------------	---	---------	-------------------------

一、三八八	主要地 方道四 日市場 上野原 線	上野原市新田七九五番地先（鳥 田駐在所前）	四	上野 原	平成二十七年一〇 月二二日 告示第一一八号
-------	-------------------------------	--------------------------	---	---------	-----------------------------

二、二三〇	国道 五二号 線	南巨摩郡中富町西島六三六番地 笠井勝徳方前	一	鯉沢	五三・一〇・九 三八号
-------	----------------	--------------------------	---	----	----------------

二、二三〇	削除			鯉沢	平成二十七年一〇 月二二日 告示第一一八号
-------	----	--	--	----	-----------------------------

五、四八二	村道	南都留郡鳴沢村二、一五一番五	一	富士 吉田	平成二十七年八月 三日 告示第八九号
-------	----	----------------	---	----------	--------------------------

五、四八二	村道	南都留郡鳴沢村二、一五一番五	一	富士	平成二十七年八月
-------	----	----------------	---	----	----------

五、四八三	国道四 一一号	甲州市塩山上粟生野一、八一七 番地先	吉田 三日	告示第八九号
五、四八四	国道二 〇号	大月市梁川町綱の上二、四〇八 番地先	一 大月	平成二十七年一〇 月二二日 告示第一一八号
			部	平成二十七年一〇 月二二日 告示第一一八号

に改める。  
別表第十六中

一一、六一三	市道	南アルプス市沢登九九番地一先 (市道同士の丁字路交差点・北 進車両)	南アル プス	平成二十四年三月 二十九日 告示第三二号
--------	----	--	-----------	----------------------------

一一、六一三	市道	南アルプス市沢登九六番地四先 (市道同士の十字路交差点・東 進車両)	南アル プス	平成二十七年一〇 月二二日 告示第一一八号
--------	----	--	-----------	-----------------------------

一一、八〇九	市道	中央市若宮四六番地一	南甲府	平成二十七年六月 四日 告示第六三号
--------	----	------------	-----	--------------------------

一一、八〇九	市道	中央市若宮四六番地一	南甲府	平成二十七年六月 四日 告示第六三号
一一、八一〇	市道	甲府市徳行二丁目八番一四号先	甲府	平成二十七年一〇

に改める。  
別表第十九中

一一、八一七	町道	南巨摩郡南部町楮根一一八番地 四先(国道と町道の交わる丁字 路交差点・東進車両)	南部	平成二十七年一〇 月二二日 告示第一一八号
一一、八一六	線	南巨摩郡身延町常葉三、一八一 番地二先(国道と県道の交わる 丁字路交差点・東進車両)	南部	平成二十七年一〇 月二二日 告示第一一八号
一一、八一五	市道	笛吹市一宮町国分六三四番地三 先(市道同士の丁字路交差点・ 西進車両)	笛吹	平成二十七年一〇 月二二日 告示第一一八号
一一、八一四	市道	笛吹市石和町井戸三七番地先(市道同士の十字路交差点・南進車両)	笛吹	平成二十七年一〇 月二二日 告示第一一八号
一一、八一三	市道	笛吹市石和町井戸四六番地一先(市道同士の十字路交差点・北進車両)	笛吹	平成二十七年一〇 月二二日 告示第一一八号
一一、八二二	市道	南アルプス市沢登七二八番地一先(市道同士の十字路交差点・西進車両)	南アル プス	平成二十七年一〇 月二二日 告示第一一八号
一一、八一二	市道	南アルプス市沢登一三七番地一先(市道同士の十字路交差点・北進車両)	南アル プス	平成二十七年一〇 月二二日 告示第一一八号
		(市道同士の丁字路交差点・西進車両)		月二二日 告示第一一八号

一一〇	国道一 三七号	南都留郡富士河口湖町河口五二五番地先(新倉トンネル西交差点)	富士吉 田	平成二十七年三月二二 日 告示第二六号
		から富士吉田市旭四丁目一九番地		

		先（市道新倉南線と市道新倉北浦通り線との十字路交差点）までの歩道（二、七六〇メートル）					

二二〇	国道一三七号	南都留郡富士河口湖町河口五二五番地先（新倉トンネル西交差点）から富士吉田市旭四丁目一九番地先（市道新倉南線と市道新倉北浦通り線との十字路交差点）までの歩道（二、七六〇メートル）	富士吉田	平成二十七年三月二二日	告示第二六号
二二一	県道市之蔵山梨線	山梨市小原東一、三四三番地先（八幡橋東詰）から山梨市小原西五八三番地先（山梨市北中学校北西角の交差点）までの南側歩道（二七〇メートル）	日下部	平成二十七年一月二二日	告示第一一八号

に改める。  
別表第十九の三中

五	国道五二号	甲府市上石田一丁目一〇番一九号（貢川橋西詰交差点）から甲府市上石田一丁目一三番一〇号先（貢川交番南交差点）までの両側	上記区間のうち、道路標識又は道路標示で示した区間で道路標示により示された部分	普通自動車	甲府	平成二六年二月一日	告示第一三三号
---	-------	--	--	-------	----	-----------	---------

五	国道五二号	甲府市上石田一丁目一〇番一九	四五〇	上記区間のうち、	普通自動車	甲府	平成二六年二月一日
---	-------	----------------	-----	----------	-------	----	-----------

		号（貢川橋西詰交差点）から甲府市上石田一丁目一三番一〇号先（貢川交番南交差点）までの両側	道路標識又は道路標示で示した区間で道路標示により示された部分	普通自動車	南甲府	平成二七年一月二二日	告示第一三三号
--	--	--	--------------------------------	-------	-----	------------	---------

六	市道	甲府市里吉四丁目五番二〇号先（里吉団地南交差点）から甲府市砂田町五番六号先（砂田橋南交差点）までの両側	左記区間のうち、標識又は道路標示で示した区間で、道路標示により示された部分	普通自動車	南甲府	平成二七年一月二二日	告示第一一八号
---	----	---	---------------------------------------	-------	-----	------------	---------

に改める。  
別表第三十三中

四〇五	町道西島岩間線	南巨摩郡中富町西島地内（峡南橋西詰）	一	五七・一・八	一号
-----	---------	--------------------	---	--------	----

四〇五	国道五二号	南巨摩郡身延町西島四四一番地一先（峡南橋西詰交差点）	二	平成二七年一月二二日	告示第一一八号
-----	-------	----------------------------	---	------------	---------

に改める。

正 誤

○平成二十七年八月四日（号外第五十三号）山梨県選挙管理委員会告示第六十号（山

梨県議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表）  
四ページ上段中「両角 和夫」は「諸角 和夫」の誤り。